

# 社会資源の開拓についての取り組み

賛同およびご協力いただける方がおられましたら、是非一声おかけ下さい！

社会資源の種類	活動(準備)開始時期	必要性等	備 考
福祉有償運送事業 実現しました！	平成 26 年 前期頃	公共交通機関の利用が困難な住 所地・障がい特性等をお持ちの方 を対象に会員登録し、会員に対して 低額で車輛移送を実現する事業で す。車輛の確保と必要な資格を所 持した人員の確保や体制づくりが 必要となります。	介護タクシーとは異なる事業形態で す。実現のためには既存の事業による 連携・提携先の開拓と安定した資金が 必要となります。両親の加齢や疾病な どにより緊急の課題となっています。
人材育成および 地域づくりのための 研究・研修施設の創設 実現しました！	平成 29 年 後期頃	更に地域に根差した地域貢献を実 施していくにあたり、人手不足の慢 性化した福祉業界の人材開拓およ び、より質の良い支援を提供でき る人材の育成を念頭に、今後の障 がい者福祉の動向を見据えた社会 資源開拓のための研究施設の設置 が必要です。	平成 29 年の介護保険制度の大幅改正 があり、更なる人材開拓および育成の 必要性から、国は平成 30 年頃に中高 年者を対象とした介護入門講座の創 設を検討しています。福祉に携わる人 材を広く育成するとともに、既存の専 門職の質を高めることが必要となっ ていきます。
障がい者が入居 できる民間賃貸 住宅等の整備 準備中	平成 33 年頃	グループホーム等は、施設数もな かなか増えず、またグループホー ムで生活してみたものの集団生活 を望まない方もいらっしゃいます。 独居が可能な方を対象に、民間賃 貸住宅等と提携して日常生活の支 援が行える仕組みを検討していま す。	地域の大家さん等と連携し、障がい特 性に合った住宅の改修を可能とした うえで、日常的な支援を導入する確 約のもとで大家さんや地域の同意を 得て入居できる住居を開拓していき たいと考えています。
障害者の両親などの 高齢化に対応した高齢 者賃貸住宅等の整備 準備中	平成 33 年頃	障がい者のいる世帯の両親が高齢 になると、将来的には施設入居等 に移行し、障がい当事者と両親が 引き離されて生活をする傾向が強 くあります。両親に会いに行けない もしくは障がいを持った子供に会 えない状況をつくることは、ノーマ ライゼーションとは言えないと考 えます。そこで障がい当事者の入	平成 30 年度より、介護保険制度およ び障害者総合支援法において、共生 型事業が開始されます。それに伴い、 高齢の保護者と障がい当事者の入居 施設を近隣に設置し、中間に高齢の保 護者や障がい当事者が一堂に会す ことのできる共生型デイサービスの 設置を行うことにより、日常的に高齢 の保護者と障がい当事者が同じ場所

		居する住宅近隣に保護者の入居で きる場所を確保していくことを検 討しています。	で過ごせる機会を得られるようにし ていくことを検討しています。
日中活動の場所の 確保  準備中	平成 33 年頃	就労継続支援B型や生活介護事業 所は多数ありますが、それでも障 がい特性に見合ったところが見つ からず、日中活動に至っていない 障がい者も多数います。障がい特 性に合わせた日中活動や就労の場 の確保を検討しています。	公共交通機関を利用した自力通所が 可能な地域での開設を検討しており、 重度の方でも通所できるよう、施設の バリアフリー化や送迎バスの検討など 課題は山積みです。
障がい者の文化・ スポーツ等の 活動機会の提供	平成 33 年頃	場所の選定および確保、参加希望 者の募集など時期をみて実施予定 です。	まずは少人数から徐々に実施してい きたいと考えています。
重度障がい者で主に 医療ニーズの高い方 のための入居施設等 の設置	未定	制度面での検討や車椅子対応の建 築物の確保、点滴・胃薬の処置、そ の他呼吸器や消化器などに対応可 能な在宅診療医・訪問看護等との 連携や提携、痰吸引可能な訪問介 護事業との連携や提携が必要と考 えられます。	実現のためには既存の事業による連 携・提携先の開拓と安定した資金が必 要となります。両親の加齢や疾病など により緊急の課題となっています。
重度障がい者(肢体不 自由、高次脳機能障害 など)の日帰り入浴が 可能な生活介護施設 の設置	未定	制度面での検討や車椅子対応の建 築物の確保、点滴・胃薬の処置、そ の他呼吸器、痰吸引などに対応可 能な人材の育成と配置、食事・送迎 サービスにも対応する必要があります。	実現のためには安定した資金が必要 となります。両親の加齢や疾病など により緊急の課題となっています。

## ご協力について

一般社団法人・一般財団法人への法人による寄付は、以下の控除算定が可能です。  
(個人の場合の控除はありません。)

### 一般損金算入限度額

$(資本等の金額 \times 2.5 / 1,000 + 年間所得金額 \times 2.5 / 100) \times 1/2$

※掲載時からの改正の可能性がございますので詳しくは国税庁ホームページ等でご確認ください。